

「財務管理に関する規則」の一部改正について（案）

2020年3月19日

(下線部分変更)

改 正 案	現 行
<u>暗号資産交換業に係る財務管理に関する規則</u>	財務管理に関する規則
<b>第1章 総則</b> (目的) <b>第1条</b> 本規則は、 <u>暗号資産交換業を行う会員が自らの財政状態を適切に把握し、財務の健全性の維持・向上に努めることをもって、利用者財産の保全及び暗号資産交換業に対する利用者からの信頼向上を図ることを目的とする。</u>	<b>第1章 総則</b> (目的) <b>第1条</b> 本規則は、会員が自らの財政状態を適切に理解し、財務の健全性の維持・向上に努めることをもって、利用者財産の保全及び仮想通貨関連取引への信頼性の向上を図ることを目的とする。
(定義) <b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市場リスク <u>暗号資産その他の資産及び取引（デリバティブ取引などの派生商品を含む。）の価格及び流動性、金利水準、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により損失を被るリスク及びそれに付随する信用リスク等を総称していう。</u>  (2) 取引先リスク 取引先（カバー先を含む。以下同じ。）に対する債権の保有に伴うリスクをいう。  (3) オペレーショナル・リスク 会員の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は会員が保有又は管理をする資産の外部流出などの外生的な事象により損失を被るリスクをいう。 (削除)	(定義) <b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市場リスク <u>仮想通貨（仮想通貨の指数を含む。以下同じ。）の価格及び流動性、金利水準、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、会員の保有する資産（仮想通貨の売買等に係るポジションを含む。）の価格が変動し、損失を被るリスク及びそれに付随する信用リスク等を総称していう。</u> (2) 取引先リスク 取引先（カバー先を含む。以下同じ。）に対する債権の保有に伴うリスクをいう。 (3) オペレーショナル・リスク 会員の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外部ハッキングなどの外生的な事象により損失を被るリスクをいう。 (4) 流動性リスク <u>会員の業績悪化等により必要な資金が確保できなくなり、決済資金不足となる場合や資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を与儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を与儀なくされることにより損失を被るリスク等（市場流動性リスク）を総称してい。</u>
(財務管理の原則) <b>第3条</b> 会員は、健全な財政状態の維持に努めなければならない。 2 会員は、財政状態が悪化した場合には、利用者財産の保護を最優先することとし、速やかに健全な財政状態を回復す	(財務管理の原則) <b>第3条</b> 会員は、健全な財政状態の維持に努めなければならない。 2 会員は、財政状態が悪化した場合には、利用者財産の保護を最優先することとし、速やかに健全な財政状態を回復す

<p>るための措置を講じなければならない。</p> <p>3 会員は、自らの財政上のリスク（第2条各号に定めるリスクを総称していう。以下同じ。）を把握し、当該リスクを適切に管理しなければならない。</p> <p>4 暗号資産の管理を行う会員は、履行保証暗号資産の数量を本邦通貨に換算した金額以上の純資産を維持するとともに、当該純資産を維持していることを定期的に確認できる体制を確保しなければならない。</p>	<p>るための措置を講じなければならない。</p> <p>3 会員は、自らの財政上のリスク（第2条各号に定めるリスクをいう。以下同じ。）を把握し、当該リスクを適切に管理しなければならない。</p> <p>(新設)</p>
<p><b>第2章 財務健全性</b>  <b>(財務健全性の検証)</b></p> <p>第4条 会員は、市場リスク、取引先リスク及びオペレーショナル・リスクが顕在化した場合における財務の健全性に与える影響について検証し、その結果を踏まえて、会員の財務の健全性を維持するための水準（以下「財務健全性水準」という。）を設定しなければならない。</p> <p>2 会員は、財務健全性水準を維持・向上するための経営計画を作成し、これを実施しなければならない。</p> <p>3 会員は、定期的に又は財務の健全性に影響を与える事象が生じた場合（市場リスク、取引先リスク又はオペレーショナル・リスクが顕在化した場合を含むがこれに限られない。）には適時に、財務の健全性について再度検証を行うものとし、その検証結果を、取締役会その他これに準ずる意思決定機関に報告するものとする。</p> <p>4 会員は、前項に基づく検証結果に基づき、必要に応じて、財務健全性水準及び経営計画を見直すものとする。</p>	<p><b>第2章 財務健全性</b>  <b>(財務健全性の検証)</b></p> <p>第4条 会員は、市場リスク、取引先リスク及びオペレーショナル・リスクが顕在化した場合における財務の健全性に与える影響について検証し、その結果を踏まえて、会員の財務の健全性を維持するための水準（以下「財務健全性水準」という。）を設定しなければならない。</p> <p>2 会員は、財務健全性水準を維持・向上するための経営計画を作成し、これを実施しなければならない。</p> <p>3 会員は、定期的に又は財務の健全性に影響を与える事象が生じた場合（市場リスク、取引先リスク又はオペレーショナル・リスクが顕在化した場合を含むがこれに限られない。）には適時に、財務の健全性について再度検証を行うものとし、その検証結果を、取締役会その他これに準ずる意思決定機関に報告するものとする。</p> <p>4 会員は、前項に基づく検証結果に基づき、必要に応じて、財務健全性水準及び経営計画を見直すものとする。</p>
<p><b>(財務健全性指数)</b></p> <p>第5条 会員は、協会が別に定める方法に従い、毎月末日を基準日として、会員の財政状態の健全性を表す指数（以下「財務健全性指数」という。）を計算し、取締役会その他これに準ずる意思決定機関に報告しなければならない。</p>	<p><b>(財務健全性指数)</b></p> <p>第5条 会員は、協会が別に定める方法に従い、毎月末日を基準日として、会員の財政状態の健全性を表す指数（以下「財務健全性指数」という。）を計算し、取締役会その他これに準ずる意思決定機関に報告しなければならない。</p>
<p><b>第3章 リスク管理</b>  <b>(市場リスクの管理)</b></p> <p>第6条 会員は、以下の各号に掲げる措置その他これに準ずる方法により、市場リスクを適切に管理しなければならない。</p> <p>(1) 財務健全性水準を考慮の上、<u>暗号資産の自己売買業務</u>（会員の自己勘定による取引に係る業務をいう。以下同じ。）に割り当てることのできる自己資産及び取引限度額（以下「対象限度枠」という。）を設定すること。</p> <p>(2) 対象限度枠の設定に際しては、自</p>	<p><b>第3章 リスク管理</b>  <b>(市場リスクの管理)</b></p> <p>第6条 会員は、以下の各号に掲げる措置その他これに準ずる方法により、市場リスクを適切に管理しなければならない。</p> <p>(1) 財務健全性水準を考慮の上、<u>仮想通貨の自己売買業務</u>（会員の自己勘定による取引に係る業務をいう。以下同じ。）に割り当てることのできる自己資産及び取引限度額（以下「対象限度枠」という。）を設定すること。</p> <p>(2) 対象限度枠の設定に際しては、自</p>

	<p>自己売買業務の特性（対象となる暗号資産のボラティリティ、取引先の属性、取引量、取引頻度、ポジションの保有期間等）を踏まえて、当該業務の種類ごとに対象限度枠を設定するよう努めること。</p> <p>(3) 対象限度枠の範囲内で自己売買業務が日々適切に行われているかモニタリングすること。</p> <p>(4) 対象限度枠については、自己売買の損益等自社の財務状況の変化等に応じ、財務健全性水準を維持する観点から、適時見直す等必要な措置を講じること。</p> <p>（その他のリスク管理）</p>	<p>自己売買業務の特性（対象となる仮想通貨のボラティリティ、取引先の属性、取引量、取引頻度、ポジションの保有期間等）を踏まえて、当該業務の種類ごとに対象限度枠を設定するよう努めること。</p> <p>(3) 対象限度枠の範囲内で自己売買業務が日々適切に行われているかモニタリングすること。</p> <p>(4) 対象限度枠については、自己売買の損益等自社の財務状況の変化等に応じ、財務健全性水準を維持する観点から、適時見直す等必要な措置を講じること。</p> <p>（その他のリスク管理）</p>
第7条	<p>会員は、以下の各号に掲げる措置その他これに準ずる方法により、取引先リスクを適切に管理しなければならない。</p> <p>(1) 定期的に又は必要に応じて適時に、各取引先の信用リスクの把握及びモニタリングするよう努めること</p> <p>(2) 対象限度枠の設定に際しては、取引先の特性（取引先の信用リスク、取引量、取引頻度、ポジションの保有期間等）を踏まえて、当該取引先ごとに対象限度枠を設定するよう努めること</p> <p>(3) 取引先の信用リスクが悪化した場合、当該リスクが会員の財務の健全性に与える影響を勘案の上、速やかに当該取引先との取引を縮小又は解消すること</p>	<p>会員は、以下の各号に掲げる措置その他これに準ずる方法により、取引先リスクを適切に管理しなければならない。</p> <p>(1) 定期的に又は必要に応じて適時に、各取引先の信用リスクの把握及びモニタリングするよう努めること</p> <p>(2) 対象限度枠の設定に際しては、取引先の特性（取引先の信用リスク、取引量、取引頻度、ポジションの保有期間等）を踏まえて、当該取引先ごとに対象限度枠を設定するよう努めること</p> <p>(3) 取引先の信用リスクが悪化した場合、当該リスクが会員の財務の健全性に与える影響を勘案の上、速やかに当該取引先との取引を縮小又は解消すること</p>
2	<p>会員は、以下の各号に掲げる措置その他これに準ずる方法により、オペレーションル・リスクを適切に管理しなければならない。</p> <p>(1) 保有又は管理をする暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等が外部に流出するリスクを適切に把握の上、当該リスクを低減するための必要な措置を講じること</p> <p>(2) 前号のほか、潜在的なリスクを含め、重要なオペレーションル・リスクを識別・評価するよう努めること</p> <p>(3) 定期的に又は必要に応じて適時に、オペレーションル・リスクに関する重要な情報を更新の上、当該情報を速やかに社内で共有するよう努めること</p> <p>(4) オペレーションル・リスクに係る事象の詳細及び発生原因を十分に分析し、再発の防止や抑制に繋がる適切なコントロールを設計・導入するよう努めること</p>	<p>会員は、以下の各号に掲げる措置その他これに準ずる方法により、オペレーションル・リスクを適切に管理しなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>(1) 潜在的なリスクを含め、重要なオペレーションル・リスクを識別・評価するよう努めること</p> <p>(2) 定期的に又は必要に応じて適時に、オペレーションル・リスクに関する重要な情報を更新の上、当該情報を速やかに社内で共有するよう努めること</p> <p>(3) オペレーションル・リスクに係る事象の詳細及び発生原因を十分に分析し、再発の防止や抑制に繋がる適切なコントロールを設計・導入するよう努めること</p>

<p>(削除)</p>	<p>(4) 特に、ネットワークと接続された環境で利用者から預託を受けた仮想通貨を管理・処分するため必要な秘密鍵を管理する場合、サイバー攻撃による秘密鍵の喪失リスクを慎重に評価した上で、当該リスクに見合った額を円滑に弁済するために必要となる弁済能力を維持すること</p> <p>3 会員は、以下の各号に掲げる措置その他これに準ずる方法により、流動性リスクを適切に管理しなければならない。</p> <p>(1) 日々の資金繰りを管理し、中期の資金繰りの見通しを策定・管理すること</p> <p>(2) 業容又は市場環境の急変に備えて、資金調達手段（支払準備資産）を確保するよう努めること</p>
<p><b>第4章 体制の整備 (リスク管理責任者の設置)</b></p> <p><b>第8条</b> 会員は、自らの財政状態及び財務上のリスクを適切に管理する責任者（以下「リスク管理責任者」をいう。）を定めなければならない。</p>	<p><b>第4章 体制の整備 (リスク管理責任者の設置)</b></p> <p><b>第8条</b> 会員は、自らの財政状態及び財務上のリスクを適切に管理する責任者（以下「リスク管理責任者」をいう。）を定めなければならない。</p>
<p>2 リスク管理責任者は、会員の財務の健全性に影響を生じさせる事象を検知した場合には、速やかに、これを関係部署及び取締役会その他これに準ずる意思決定機関に報告しなければならない。</p> <p>3 前項による報告を受けた関係部署及び取締役会は、その原因を確認するとともに、会員の財務の健全性を回復するため必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>2 リスク管理責任者は、会員の財務の健全性に影響を生じさせる事象を検知した場合には、速やかに、これを関係部署及び取締役会その他これに準ずる意思決定機関に報告しなければならない。</p> <p>3 前項による報告を受けた関係部署及び取締役会は、その原因を確認するとともに、会員の財務の健全性を回復するため必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>
<p><b>第5章 その他 (利用者への情報公開)</b></p> <p><b>第9条</b> 会員は、暗号資産交換業に関する内閣府令第29条第2項の規定により(1)に規定する書類に添付して金融庁長官に提出した貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）を公表しなければならない。</p>	<p><b>第5章 その他 (利用者への情報公開)</b></p> <p><b>第9条</b> 会員は、各決算期に係る財務諸表及び事業報告書を公衆の縦覧に供するものとする。</p>
<p><b>(協会への報告)</b></p> <p><b>第10条</b> 会員は、財務健全性指数について、翌月末日までに、協会に報告することとする。</p> <p>2 会員は、第4条に定める財務の健全性の検証結果、財務健全性水準及び経営計画（いずれも最新のものに限る。）を、事業年度終了後3か月以内に、協会に報告することとする。</p>	<p><b>(協会への報告)</b></p> <p><b>第10条</b> 会員は、財務健全性指数について、毎月5営業日以内に、協会に報告することとする。</p> <p>2 会員は、第4条に定める財務の健全性の検証結果、財務健全性水準及び経営計画（いずれも最新のものに限る。）を、事業年度終了後3か月以内に、協会に報告することとする。</p>
<p><b>(協会による指導等)</b></p> <p><b>第11条</b> 会員は、協会から財政状態に関する資料の提出又は説明を求められた場合に</p>	<p><b>(協会による指導等)</b></p> <p><b>第11条</b> 会員は、協会から財政状態に関する資料の提出又は説明を求められた場合に</p>

<p>は、正当な理由なく、これを拒否してはならない。</p> <p>2 会員において財政状態の著しい悪化が確認された場合であって、協会が利用者保護のために会員を指導する必要があると判断した場合には、会員は、協会の指導に従った上で利用者保護に努めなければならない。</p>	<p>は、正当な理由なく、これを拒否してはならない。</p> <p>2 会員において財政状態の著しい悪化が確認された場合であって、協会が利用者保護のために会員を指導する必要があると判断した場合には、会員は、協会の指導に従った上で利用者保護に努めなければならない。</p>
---	---